

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成26年3月3日（月）

厚生労働省社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第1 平成26年度社会・援護局援護関係予算（案）について -----	2
第2 平成26年度社会・援護局援護関係主要行事予定について-----	3
第3 昭和館・しょうけい館の活用促進について -----	4
第4 中国残留邦人等に対する支援について -----	5
第5 遺骨収集帰還等慰霊事業について -----	20
第6 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	23
第7 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について -----	24
第8 援護システムの運用等について -----	25
第9 旧陸海軍関係恩給進達事務について-----	27
第10 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	28
第11 旧ソ連抑留者等の資料調査について -----	29

参 考 資 料 目 次

		頁
第1	平成26年度予算(案)事項別内訳 (援 護 企 画 課)	31
第2	昭和館について (")	34
第3	しょうけい館について (")	35
第4	戦傷病者特別援護法関係統計表 (")	36
第5	中国残留邦人等の配偶者に対する支援策のイメージ (中国残留邦人等支援室)	37
第6	中国残留邦人等の数 (")	39
第7	中国残留邦人等に対する支援策 (")	40
第8	中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧 (")	42
第9	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移 (")	43
第10	都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要 (")	44
第11	厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ (")	46
第12	地域別戦没者遺骨収容概見図 (外 事 室)	47
第13	平成25年度戦没者遺骨収集帰還・慰霊巡拝実施状況 (")	48
第14	平成26年度戦没者遺骨収集帰還・慰霊巡拝等予定地概見図 (")	50
第15	都道府県別DNA鑑定結果 (")	51
第16	戦没者遺骨の伝達実績 (")	52
第17	平成26年度の援護年金額 (援 護 課 ・ 審 査 室)	53
第18	戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第十三回、二十五回特別給付金) 請求受付状況について (")	54
第19	戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十六回特別給付金) 請求受付状況について (")	56
第20	戦没者等の妻に対する特別給付金(第二十七回特別給付金) 請求受付状況について (")	57
第21	都道府県別援護年金受給者数 (審 査 室)	58
第22	旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表 (業 務 課)	59
第23	援護関係資料の国立公文書館への移管について (")	61
第24	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表 (中国残留邦人等支援室) (調 査 資 料 室)	62
第25	旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数 (調 査 資 料 室)	63

說明資料

第 1 平成 26 年度社会・援護局援護関係予算（案）について

【25年度予算】 【26年度予算(案)】

35,039百万円 → 32,555百万円※

※社会・援護局（援護）計上分 22,849百万円

※社会・援護局（社会）計上分 9,706百万円

1 援護年金 20,376百万円 → 17,399百万円
 (受給人員 10,991人 → 9,524人)

2 戦没者慰霊事業等の推進 2,122百万円 → 2,407百万円

(1) 遺骨収集帰還等 1,540百万円 → 1,802百万円

うち、硫黄島遺骨収集帰還等事業 967百万円 → 1,111百万円

※遺骨収集帰還関係経費 917百万円→1,061百万円、慰霊巡拝関係経費 50百万円→50百万円

うち、遺骨収集帰還促進のための情報収集関連事業 185百万円 → 235百万円

※海外公文書館等資料調査経費 41百万円→78百万円

海外未送還遺骨情報収集事業等経費 144百万円→156百万円

うち、旧ソ連地域の慰霊事業等 256百万円 → 260百万円

※遺骨収集帰還関係経費 111百万円→96百万円、身元特定作業経費 105百万円→129百万円

慰霊巡拝関係経費 19百万円→18百万円、慰霊碑維持管理等経費 22百万円→17百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 283百万円 → 283百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 135百万円 → 135百万円

3 中国残留邦人等の援護等 11,046百万円 → 11,295百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援等 10,833百万円 → 11,121百万円

ア 支援給付の実施等

10,833百万円 → 11,017百万円

イ 配偶者支援金の支給（平成26年10月施行） 0 → 104百万円

※ 支給事務に必要なシステム改修経費 118百万円については、平成25年度補正
 予算案に緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分520億円）
 に計上。

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費 22百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 213百万円 → 173百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 平成26年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

平成26年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月26日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（金）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰の開催を11月下旬から12月上旬に開催予定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集帰還事業を、南方地域等で8地域、ロシア連邦等で6地域を1年通して実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で8地域、ロシア連邦等で4地域を6月上旬から3月中旬までに実施予定。
- ・ 遺骨伝達を、DNA鑑定等で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に返還予定。

○ 中国残留邦人等支援

- ・ 中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議の開催を5月下旬に開催予定。
- ・ 日中共同調査により、中国残留孤児と認められた方がいる場合、その情報を公開する。（9～11月の予定）
- ・ 上記情報公開により、肉親情報があった場合、11月下旬以降、訪日対面調査を実施予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作研修会の開催を4月中旬から5月下旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会の開催を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作研修会の開催を11月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議の開催を3月上旬に開催予定。

第3 昭和館・しょうけい館の活用促進について

<昭和館>

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展（毎年開催）
平成26年3月15日～5月11日に「夢と希望と困難と～昭和の働く女性～（仮称）」をテーマに開催予定。
 - ・ 地方巡回特別企画展（毎年、関係都道府県等の協力を得て開催）
平成26年10月1日～19日（佐賀県）で開催予定。
平成26年11月29日～12月7日（石川県）で開催予定。
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業

<しょうけい館>

- しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展（毎年開催）
平成26年は3月26日～5月11日に「箱根療養所にて生涯を終えた戦傷病者（仮称）」をテーマに開催予定。
 - ・ 昭和館の地方巡回特別企画展との連携
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業

<厚生労働省の対応>

- 昭和館、しょうけい館に関する広報の強化。
- 昭和館、しょうけい館の連携強化。

<依頼事項>

- 次世代への継承という観点から、小中学生、高校生等の来館促進に向け、修学旅行、社会見学等の際の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。

第4 中国残留邦人等に対する支援について

I 中国残留邦人等の配偶者に対する支援策について

改正中国残留邦人等支援法の施行

平成25年12月13日、永住帰国した中国残留邦人等の配偶者に対する新たな支援策の創設等を内容とする、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正法が公布されたところである。

今回の改正で新たに創設された配偶者支援金の制度運用等の詳細については、概要以下のとおりであるが、2月25日及び26日に開催した配偶者支援金に係る担当者説明会議において伺った意見等を参考に、今後必要な政省令、通知等を整備しお示しすることとするので、10月1日の改正法の施行日から支援金の支給が円滑に行えるよう御協力をお願いしたい。

1 配偶者に対する新たな支援策(配偶者支援金)の趣旨等

(1) 制定の経緯・趣旨

- ・ 平成19年の法改正により、永住帰国した中国残留邦人等に対しては、満額の老齢基礎年金が支給されるほか、中国残留邦人等及びその配偶者に対して、生活保護と同水準の支援給付が支給されている。
- ・ 一方、中国残留邦人等が亡くなった場合、残された配偶者は、中国残留邦人等を中国において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、中国残留邦人等と同様に、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分といった事情を抱えているにもかかわらず、支援給付のみが支給されることとなる。
- ・ こうした状況を踏まえ、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた日本への永住帰国前からの配偶者に対し、支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金(老齢基礎年金の2/3相当額)を支給することとする中国残留邦人等支援法改正法案が臨時国会において全会一致で成立し、平成26年10月1日から施行されることとなった。

(2) 実施機関

支援給付を実施している実施機関とする。

(3) 費用負担

配偶者支援金の財源は、全額国庫で措置する。

(4) 施行までのスケジュール

5月 中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議において、具体的運用手順等の説明

6月 政省令パブリックコメントの実施

7月 政省令公布、関係通知発出

(5) システムの改修について

自治体によっては、現用システムの改修等が必要となることも考えられる。この場合、緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)の補助対象とすることとしているので、自治体全体のシステム構築に係る計画等の諸事情を十分検討の上、予算措置等をお願いしたい。

※平成25年12月24日付け支援給付担当課あて通知:「配偶者支援金の支給に伴う事務処理について」

2 配偶者支援金制度の具体的運用について

制度の具体的運用については、政省令、通知等によりお示しすることとするが、概要は以下のとおりである。

(1) 対象者

ア 対象者の範囲

- ・ 配偶者支援金は、支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合において、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対し支給するものである。
- ・ 特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。)である者をいう。

イ 特定配偶者の確認方法

死亡した残留邦人本人又は申請者の戸籍、引揚証明書等の書類により、婚姻年月日、永住帰国日を確認し、永住帰国前から継続して中国残留邦人等の配偶者(特定配偶者)であることを確認するものとする。

なお、永住帰国日等不明な点がある場合は、適宜、厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室に照会願いたい。

(2) 申請

配偶者支援金の支給を受けようとする者は、申請書を実施機関に提出するものとする。
(申請書の様式は今後定める予定)

(3) 審査

申請があったものについて、以下の事項について必要な審査を行うものとする。

- ①中国残留邦人等本人死亡の事実を確認する。
- ②婚姻成立日が永住帰国日の前日以前であって継続して婚姻関係があったことを確認する。
- ③申請者が支援給付受給中であることを確認する。なお、審査の上で不明な点がある場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室に照会願いたい。

(4) 支給決定

詳細についておって定める予定であるが、概要以下のとおりである。

ア 支給決定通知書様式

すでにお示した例示を参考の上、各実施機関においてシステム等事務手続きに応じ、適宜定めていただく。

イ 支給の方法

支援給付との併給も差し支えないものとする。

ウ 支給の時期

特定中国残留邦人等が死亡した日の属する月の翌月以降とする。

施行日において特定配偶者である者は、施行日月からの支給とする。

(5) 支給額

老齢基礎年金の3分の2相当額とする。(老齢基礎年金の額改定があった場合の改定時期等の取り扱いについては、おって定める。)

(6) 周知等

今後制度説明のためのリーフレット(中国語版、ロシア語版)を作成しお示しする予定であるので、適宜活用し、6月の収入申告書の提出時等において、中国残留邦人等に対し、制度開始までに十分な理解が得られるよう説明・周知願いたい。また、配偶者支援金を受給される者の申請漏れがないよう、留意願いたい。

3 支援給付実施要領の改正について

今回の法改正により、配偶者の支援対象が特定配偶者に限定されたことにより、支援給付の実施要領の改正を予定しており、今後お示しする予定である。

II 支援給付について

1 支援給付の現状と運用

- 支援給付受給者数 平成25年11月末現在（福祉行政報告例）

4,592世帯 7,023人

- 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとしている（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）。

2 平成26年度における支援給付に係る主な留意点

(1) 支援法の改正について

法律名及び支援の対象となる配偶者を「特定配偶者」に限定したことから、実施要領等関係通知が改正される。

(2) 高齢化への対応

支援給付受給者は高齢者の構成となることから、定着後の生活支援については、ニーズを的確に把握した上で、それに応じた援助を、関係機関等と連携し実施すること。

(3) 生活保護基準見直しへの対応

生活保護基準の見直しに伴い、支援給付の基準も変更する予定であるため、生活保護基準の見直しを踏まえた対応が必要となること。

(4) 年金額等の引き下げ

支援給付受給者が受給する年金額が引き下げられることから、支援給付の支給額算出の際の収入認定について変更を要すること。

3 支援法の改正について

- ・ 特定中国残留邦人等が亡くなった後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定した。なお、経過措置により、改正法施行時に支援給付を受けている配偶者であって特定配偶者に該当しない者については、引き続き支援給付を行う。
- ・ 実施要領等関係通知の改正については、7月改正予定である。

4 高齢化への対応について

支援給付受給者は高齢者の構成となることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護(支援)の状態と考えられる者については、要介護認定申請が検討されているか
- 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用は図られているか
- 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているか

5 生活保護基準の見直しへの対応について

- 生活保護基準の見直しが行われる予定であり、これに伴い当該基準を用いている支援給付の基準も昨年同様変更される予定である。
- 上記以外については、支援給付制度の運用の取扱い等において大きな変更等はなく、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり柔軟な取扱いをする予定である。なお、生活保護制度見直しの詳細については、当局保護課の主管課長会議資料を参照願いたい。

(1)①生活扶助基準額の改定については、必要な適正化を3年程度かけて段階的に実施しており、引き続き2年目分の適正化を実施する(4月予定)。

②平成26年度に見通される国民の消費動向(民間最終消費支出の伸び)等を総合的に勘案している。

(参考)平成26年度の民間最終消費支出の見通しの伸びには、消費税率の引き上げによる影響も盛り込まれているところ。

(2)一時扶助(入学準備金)、教育扶助、住宅扶助(住宅維持費)、出産扶助、生業扶助(技能習得費等)、葬祭扶助、新規就労控除、未成年者控除については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

6 年金額等の引き下げに伴う留意点について

- 現在支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われている(特例水準)。
- 平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)により、特例水準(2.5%)を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消することとなる。

(参考)年金額の推移

年月	基礎年金
平成24年4月～	65,541円
平成25年10月～ (▲1.0%)	64,875円 (▲666円)
平成26年4月～ (▲0.7%)	64,400円 (▲475円)

※平成26年度の年金額改定に用いる「名目手取り賃金変動率」は0.3%となり、特例水準の段階的な解消(平成26年4月以降は▲1.0%)と合わせて0.7%の引き下げとなる。

平成25年10月に老齢基礎年金の支給額が1.0%引き下げられたところであるが、平成26年4月に更に0.7%の引き下げが行われる。これを受け、支援給付受給者が受給する年金額が平成26年6月支給分から引き下げられることから、次の点に留意願いたい。

- ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。
 - ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
 - ・ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- 収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知等により金額を確認すること。

7 その他

○ 電子レセプトを活用したレセプト点検について

- ・ 平成23年度より全国で運用している電子レセプト管理システムは、医療支援給付受給者や医療機関別にレセプトを抽出して点検を行うなど効率的・効果的なレセプト点検が可能である。
- ・ 平成24年10月には同システムの改修により、頻回受診や薬の過剰な多剤投与を受けている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、受診行動を把握する作業の効率化が図られたので、各地方自治体におかれては、積極的に同システムを活用し、引き続き実効性のあるレセプト点検を実施願いたい。

○ 後発医薬品の一層の周知について

- ・ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、その中で「平成30年3月末までに、後発医薬品の数量シェアを60%以上にする」という目標を掲げ、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいる。
- ・ 「後発医薬品のしおり」を平成24年3月末に送付しているところであるので、支援給付受給者に後発医薬品の服用について理解を求めようとしおりを用いて、支援・相談員から懇切丁寧に説明し、従来通り引き続き一層の周知を願いたい。

Ⅲ 中国残留邦人等への地域支援について

1 平成26年度における中国残留邦人等への地域支援に係る主な留意点

(1) 高齢化への対応

中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する機会が増加していることから、安心して医療・介護サービスを利用出来るように自立支援通訳等人的支援の充実、地域生活支援事業の活用、公営住宅の住替え要望等への対応が必要であること。

(2) 地域社会における支援

中国残留邦人等が帰国までに経験した労苦や日本語が不自由であるため、帰国後の生活が困難である状況について、地域住民の理解と協力を得る取組を継続的に実施していくことが必要であること。

また、地域社会における支援を実施していくため、中国帰国者支援・交流センターとの連携や地域のNPO等と協働していくことが必要であること。

(3) 地域生活支援事業の継続的な取組

セーフティネット支援対策等事業費補助金による中国残留邦人等地域生活支援事業は、平成20年4月から実施され、平成25年度末で6年が経過する。地方自治体のご協力のもと、自立支援通訳等派遣事業や中国帰国者支援・交流センターとの連携や地域のNPO等との協働により各種支援事業が取り組まれているが、こうした取組を継続して実施していただきたい。

なお、平成24年5月の中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議において、各自治体で実施している地域生活支援事業の取組事例をまとめた「中国残留邦人等地域生活支援事業の取組事例集」を配付しているので活用していただきたい。

2 高齢化への対応について

(1) 人的支援の強化

① 自立支援通訳

- 近年は中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する機会が増加していることから、特に自立支援通訳等の人的支援に重点をおいた支援をお願いしたい。
- 平成25年度より、自立支援通訳、自立指導員の業務内容の重要性、支援・相談員との均衡を考慮し、参考単価を9,360円に引き上げた。
- 下記のとおり、自立支援通訳の活動実績によると、医療機関・介護施設に携わる割合が全体の約9割となっており、年々割合が増えている。
- 今後も自立支援通訳のニーズが増えることが見込まれるので、先進的な取組を行っている自治体との情報交換等を積極的に行い、必要な自立支援通訳等が確保出来るよう実施体制について検討願いたい。

<自立支援通訳の派遣内容内訳>

派遣内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医療機関・介護施設への派遣	87.2%	92.9%	93.1%
関係行政機関への派遣	8.8%	4.1%	4.6%
その他の派遣	4.0%	3.0%	2.3%
派遣回数	9,787	10,009	11,527

② 支援・相談員

- 下記のとおり、支援・相談員の配置人数はほぼ横ばいの状況であるが、支援・相談員は中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援するなど、多岐にわたる業務を行い、重要な役割を果たしており、中国残留邦人等の期待も大変強いものがある。
- 国で示している配置基準はあくまでも目安であること、報酬等の基準は各自治体の規定に基づくことを踏まえ、適切な配置をお願いしたい。

<支援給付受給世帯数と支援・相談員の配置人数>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支援給付受給世帯数	4,737	4,723	4,686
支援・相談員配置人数	491	476	474

※支援給付受給世帯数は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」における月平均

(2) 地域生活支援事業の活用

- 中国残留邦人等の平均年齢が70歳を超え高齢化し、介護サービスを利用する機会が増加していることを踏まえ、安心して介護サービスを利用出来るよう地域生活支援事業を活用し、支援を行っていただきたい。
- 平成26年度の中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針については、自立支援通訳等の派遣や高齢化対策として実施する事業等について優先的に採択する予定である。
- 今年度より開始した介護情報提供事業については、平成26年3月を目途に研修用の教材が完成するので、必要に応じて中国帰国者定着促進センターから教材を入手し、研修会の開催に役立てていただきたい。

(中国残留邦人等地域生活支援事業の活用メニュー例)

① 介護に関する研修会の実施

- ・ 介護支援通訳養成講座の実施
- ・ 都道府県等主催の介護部局向け初任者研修への参加
- ・ 介護施設の見学

② 介護保険制度利用時の通訳等支援の強化

- ・ 中国残留邦人等とのやりとりの中で介護保険制度に興味を示す者に対して、パンフレット等を利用した制度説明
- ・ 介護保険担当部局が地域住民を対象とした制度説明会開催時の通訳派遣
- ・ デイサービスなどの介護サービスを利用する前の施設見学時の通訳派遣

③ 2世3世に対する介護関連の資格取得支援

- ・ 介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員等への資格取得に対する受講料・受験料の支給

(3) 公営住宅の住替え

- 中国残留邦人等の高齢化に伴い、持病の悪化、身体機能の低下等により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっている。
- 住替えを希望する中国残留邦人等に対し、高齢化や個々の置かれた事情等を勘案し、公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替え出来るよう配慮願いたい。

(参考通知)

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付け国住備第143号住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

※通知のポイント(抜粋)

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等 公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

3 地域生活支援事業について

(1) 地域生活支援事業の現状

- 中国残留邦人等地域生活支援事業は、これまでも、地方自治体の理解、協力により実施いただいている。
- 平成25年度については、当初協議においてセーフティネット支援対策等事業費補助金の要望額が予算額を超過したため、一時的に減額内示を行った。
- 最終的には緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)を活用することで、要望額を交付することができた。
- 平成26年度については、現在各自治体からご提出いただいた所要見込額を元に調整中だが、財政的に厳しい状況である。
- 平成24年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金の実績を見ると、特に中国帰国者支援・交流センター等に通所する際の交通費・教材費の不用額が大きかったことから、平成26年度分の協議を行う際には内容を精査の上、必要な金額のみ計上していただくよう、ご協力をお願いしたい。

<主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況>

事業内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地域住民に対する 広報活動事業	13	10	12
地域で実施する日本語 交流事業の支援	63	69	60
日本語教室の開催に 必要な経費の支援	75	71	73
自立支援通訳派遣事業	91	98	99
交通費・教材費の支援	142	132	142

※数字は自治体数(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む)

- 平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議における、中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針については、下記の事業を優先的に採択する方針であるので既存事業の組み替えなど有効に活用されたい。

(平成26年度中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について(案・抜粋))

1 事業の採択方針について

次の事業を優先的に採択する。

- (1) 中国残留邦人等及びその家族が中国帰国者定着促進センターを修了し、本年度に定着する予定の市区町村及び都道府県が実施する支援事業
- (2) 自立支援通訳派遣事業(特に、介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合に派遣するもの)
- (3) 実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業のうち、高齢化対策として実施する事業
- (4) 地域で実施する日本語交流事業(特に地域での孤立を防止することを目的とした事業)
- (5) 日本語等各種の学習への支援又は交流事業等への支援(交通費・教材費支援)のうち、自立研修事業への通所にかかる交通費

4 その他

○ 中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウムの開催

厚生労働省では、中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるための啓発を目的として毎年、各地で「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成26年度は、神奈川県(横浜市)での開催を予定しているの、関係自治体等には周知等に御協力をお願いしたい。

(参考)平成25年度シンポジウム(宮城県仙台市)

シンポジウム・広報用ポスター

(演劇)



(パネルディスカッション)



○ 一時金の申請指導等について

中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、一時金の申請期限を迎える者及び新たに永住帰国した者に対する申請案内等、時効失権の防止に努めているが、各自自治体には引き続き御協力をお願いしたい。

IV 支援給付施行事務の監査

1 これまでの取り組み

- 支援法第14条によりその規定の例によるものとされた生活保護法第23条に基づき、支援給付施行事務監査を行うことになっている。厚生労働省では平成21年より、67都道府県・指定都市本庁、74実施機関について実地監査を実施し、すべての都道府県・指定都市本庁を1巡した。また、実地監査の対象とならなかった都道府県・指定都市本庁に対しては毎年書面監査を実施した。

- 実地監査の2巡目の初年度の平成25年度には18都道府県・指定都市本庁、19実施機関について実地監査を実施し、実地監査の対象とならなかった都道府県・指定都市本庁に対して書面監査を実施した。

2 平成26年度の主な取り組み

(1) 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査

- 都道府県・指定都市本庁は、4年かけて管内の実施機関を1巡するスケジュールで、実地監査を行うことになっている(機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる)。平成26年度は、実地監査の2巡目の2年目であり、本庁においても、引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

(2) 厚生労働省による監査を踏まえた対応

- 平成25年度に厚生労働省が実施した監査では、以下の事例が多く認められたので、平成26年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

- ① 収入申告書が定期的(毎年6月)に徴取されていない事例
- ② 1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例
- ③ 障害者総合支援法第58条の適用など他法他施策の活用がされていない事例
- ④ 住宅支援給付の認定にあたって、賃貸借契約書等が徴取・確認されていない事例

3 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

(1) 平成26年度における監査について

- 昨今の厳しい財政状況を踏まえ、支援給付施行事務がより適正に実施されるよう徹底するため、本庁の各実施機関に対する指導監査の重要性が従前に増して高くなっている。
- 支援給付施行事務の監査は、実施機関における支援給付施行事務について、その適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることで適正な運用を確保するために極めて重要な役割を担うものである。
- 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

(2) 監査実施上留意すべき点について

- 収入申告について収入申告書の定期的(毎年6月)な徴取を徹底し、毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないよう助言指導願いたい。
- 家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも1年に1回以上訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)するよう助言指導願いたい。1年度に1回以上ではなく1年に1回以上であることに留意願いたい。
- 自立支援給付、年金等、他法他施策の活用について、特に、うつ病や認知症にかかる精神通院医療等の優先活用及び配偶者の年金受給権等の確認など指導願いたい。
- 住宅支援給付の認定にあたっては、家賃や契約期間等を賃貸借契約書等を確認の上、認定するよう助言指導願いたい。

4 厚生労働省が実施する監査について

(1) 平成26年度における監査計画等

(ア) 実地監査

- 平成26年度の実地監査は、18の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

(イ) 書面監査

- 平成26年度の書面監査は、実地監査の対象とならなかったすべての都道府県・指定都市に対して実施する。

(2) 支援給付施行事務監査資料

- 支援給付施行事務監査資料は、様式が確定し次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成26年4月10日提出（予定）
- 都道府県・指定都市が実施した監査結果報告：平成26年5月末提出
- 支援給付施行事務監査資料：実地監査対象地は監査日2週間前提出
書面監査対象地は決定し次第連絡する

※ 提出期限については遵守願いたい。

(4) 平成25年度の監査結果

- 厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、示したいと考えているので、来年度以降の都道府県・指定都市本庁が行う監査等の参考としていただきたい。

5 その他

○ 支援給付適正実施推進事業

- ・ 支援給付適正実施推進事業（セーフティネット支援対策等事業）については、平成21年から生活保護適正実施推進事業と分離して実施している。平成26年度についても、財政的に厳しい状況なので、協議を行う際には内容を精査の上、必要な金額のみ計上していただくよう、お願いしたい。
- ・ なお、申請の際には、単価や数量の根拠を示す資料を添付願いたい。
- ・ また、配偶者支援金の支給に伴う現用システムの改修経費は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の補助対象とすることとしているので、ご留意願いたい。※平成25年12月24日付け支援給付担当課あて通知：「配偶者支援金の支給に係る事務処理について」

第5 遺骨収集帰還等慰霊事業について

1 遺骨収集帰還事業について

(1) 南方地域等での遺骨収集帰還等事業

平成26年度の南方地域等への遺骨収集帰還等事業については、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥沖縄、⑦硫黄島の7地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

○ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨収集帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。

そのため、現地に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成26年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシアでの実施を計画している。

○ 硫黄島での遺骨収集帰還事業

硫黄島での遺骨収集帰還事業については、平成23年度から平成25年度までの3カ年を集中実施期間として遺骨収集帰還の取組を強化してきたところ。

平成26年度においても同様に重点的に取り組むことにしており、防衛省による硫黄島滑走路地区の高性能地中探査レーダの反応箇所（壕を含む）、これまで重機による大規模調査が未実施であった硫黄島東部から西部の外周道路外側、平成25年度までの調査により発見された壕等の調査及び遺骨収容を実施する。

○ フィリピンでの遺骨収集帰還事業

フィリピンでの遺骨収集帰還事業については、フィリピン人の遺骨が混入しているとの報道を受け、検証を行い、結果を公表。現在、事業を一時中断して

いるが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

(2) ソ連抑留中死亡者の遺骨収集帰還等事業

- 平成26年度のロシア連邦等への遺骨収集帰還等事業については、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④ザバイカル地方、⑤カザフスタン共和国の5地域を計画している。
- 平成25年度に引き続き、平成26年度も民間団体等を活用したソ連抑留中死亡者の埋葬地資料調査を予定している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成26年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③マリアナ諸島、④トラック諸島、⑤マーシャル・ギルバート諸島、⑥インド、⑦中国、⑧硫黄島の8地域で実施を計画している。

○ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成26年度も継続して実施することになっている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。平成26年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③アムール州、④カザフスタン共和国の4地域での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう、平成26年2月14日付け事務連絡で各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集に当たっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

3 慰霊碑に関する事業について

(1) 慰霊碑の維持管理等事業

旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することになっている。

(2) 海外民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

第6 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

- 戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。
- 平成11年から平成26年1月末までに、関係遺族約9,600人にお知らせを送付し、約2,050人から申請があった。鑑定の結果、914柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に返還している。
- 平成25年度に帰還した遺骨についても、推定される関係遺族に対して「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を平成26年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

- DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。
- 地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。
- なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第7 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について

1. 平成25年改正法による戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進

<現 状>

- 時効失権を防止する観点から、平成25年4月1日に権利を取得したと思われる者に対して、昨年7月厚生労働省から個別請求案内（氏名、住所等を印字した請求書を同封）を送付し、制度の周知と請求勧奨を行った。
（送付件数約45,000人に対し、平成26年1月末現在受付件数 37,691人）
- 郵送した個別請求案内が宛先不明で返送されてきたもの約1,300人については、昨年9月都道府県に対し住所調査の依頼を行った。



- 個別請求案内が宛先不明で返送されてきた者の住所調査について
 - 回答期限は、本年1月31日であった。未回答の都道府県におかれては、調査対象者（不達者調査リスト）全員の調査が終了していなくても、一旦現時点での調査結果の報告をお願いする。（その後、継続調査が可能な者は引き続き調査を行い、不可能な者はその理由を報告して終了としていただきたい。）
 - 新住所が判明した者に対しては、厚生労働省から新住所宛てに個別請求案内を送付する。

2. 平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の時効失権防止への取り組み

<現 状>

- 平成23年10月1日から受付を開始した戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、請求期間は3年間で、平成26年9月30日までである。
- 時効失権を防止する観点から、支給要件に該当すると思われる者に対して、平成23年10月厚生労働省から個別請求案内を送付した。（送付件数約6,100人に対し、平成26年1月末現在受付件数5,266人）



- 請求期間は本年9月30日までであり、厚生労働省では個別請求案内を送付した者で未請求の生存者を調査して、4月以降再案内を送付することを予定している。各都道府県においては、再案内送付後も未請求のままの者に対し、市区町村と連携して郵送又は電話により個別の請求案内をお願いしたい。

第8 援護システムの運用等について

1 援護システム更改について

- 援護システムは、平成27年1月末に現行機器のリース期間が満了となるため、平成26年度にシステム更改を行うこととしている。また、現在はWISHデータセンター（東京都）にデータを保管しているところであるが、システム更改に合わせて政府共通プラットフォーム（※）へ移行することとしている。なお、システム更改に係る詳細なスケジュール等については、平成26年4月以降に連絡する予定である。

※政府共通プラットフォーム

「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」に基づき、クラウドコンピューティング技術等の最新の技術を活用し、各府省別々に整備・運用している政府情報システムの統合・集約化や共通機能の一元的提供等を行う政府情報システムの基盤。

なお、政府共通PFの整備（設計・構築、機器・基盤ソフトウェアの提供・保守、施設・設備の提供）及び移行支援、運用については、総務省（各作業請負事業者を含む。）が担当、実施する。

2 援護システムの個人情報の取扱いについて

- 援護システムは、平成25年4月から各種特別給付金及び特別弔慰金の裁定事務に必要な範囲で、都道府県相互に閲覧できる個人情報の範囲を拡大したところである。情報セキュリティ管理を含めた個人情報の取扱いについては、平成24年度の関係通知等（参考）により引き続き一層ご留意いただきたい。
- 「平成26年度アクセス権限付与申請」については、3月中旬に援護システム担当者宛に案内する。

（参考）関係通知等

- ・「援護システムに関する保有個人情報の位置付けについて（通知）」
（平成24年6月27日社援発0627第8号）
- ・「援護システム改修後の個人情報の取扱いについて（通知）」
（平成25年1月24日社援企発0124第1号、社援発0124第2号）
- ・「援護システム運用管理規程」
（平成24年11月社会・援護局援護企画課、援護課、審査室）

3 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

- 「援護年金受給者のしおり」は、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしく願います。
- なお、受給者に対しては、平成26年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

第9 旧陸海軍関係恩給進達事務について

- 旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、恩給請求件数は減少傾向にある。
各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

- 旧軍人等の中には、恩給受給権が発生しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられることから、都道府県におかれては、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

- 恩給の相談を受けた際は、相談者からの相談内容について「履歴申立書」を提出させ、丁寧に内容を把握した上で軍歴の調査究明を行うようお願いしたい。
このうち、旧海軍関係については、提出された「履歴申立書」を都道府県から当課あて送付願いたい。
なお、恩給請求事務において、軍歴、在職年等でご不明な点があれば、業務課恩給班に照会願いたい。

- 例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、各都道府県担当者の理解を深めるため、恩給請求における事務処理方法、留意点等の説明を行っているので、各都道府県担当者の出席をお願いしたい。

第10 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

- 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務については、日本年金機構から依頼があった場合、業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、証明の可否にかかわらず、依頼を受けてから2ヶ月以内に回答していただくようお願いしたい。

- また、旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明発行依頼について、都道府県に申請者及び遺族から照会があった場合には、最寄りの「年金事務所」宛てに申請するよう指導をお願いしたい。

- なお、例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的な出席をお願いしたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書または都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼していただくようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、前頁「第8 旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり対応をお願いしたい。

3 人事関係資料等の保存

各都道府県におかれては、旧軍から引き継いだ人事関係資料等については、歴史的公文書であることから、自治体の公文書館への移管等を行うなど、散逸することがないように、適宜、保存頂きたい。

第11 旧ソ連抑留者等の資料調査について

1 抑留中「死亡者」の資料調査

- 旧ソ連抑留中死亡者については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿を入手し、日本側資料との照合調査を行い、約3万7千人の身元を特定してきた（平成26年1月末現在）。身元を特定した死亡者については、本籍都道府県の協力を得て遺族調査の上、遺族に記載内容をお知らせしてきている。
- 最近では、平成21年度に、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めており、平成25年度は新たに887人（平成26年1月末現在）の身元を特定した。
- 資料調査の結果、今後も身元の特定が進む可能性があるため、各都道府県におかれては、引き続き、特定がなされた死亡者の遺族調査等ご協力をお願いしたい。
- なお、これまで提供を受けた資料では特定することができない者が約1万6千人いることから、ロシア側に対し更なる資料調査・提供を要請しているところである。今後、新たな資料を入手し調査した結果、特定できた場合にはこれまでと同様、関係遺族調査等にご協力をお願いしたい。

（参考）旧ソ連抑留中死亡者資料の調査の進捗状況（平成26年1月末現在）

日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 37,000人
資料未提供等により未特定の者	約 16,000人

2 抑留「帰還者」の資料

抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約47万人分、モンゴル政府より約1万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその遺族が希望する場合には、当該資料を提供することになっているので、各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう案内をお願いしたい。

参 考 资 料

第1 平成26年度予算(案)事項別内訳

平成25年12月

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	25,748,676	22,848,879	▲ 2,899,797	
(項) 厚生労働本省共通費	2,968	2,671	▲ 297	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,968	2,671	▲ 297	
(項) 遺族及留守家族等援護費	21,831,776	18,816,173	▲ 3,015,603	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	21,831,776	18,816,173	▲ 3,015,603	
援護審査会経費	1,381	1,459	78	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	20,475,901	17,498,045	▲ 2,977,856	援護年金の支給 20,376百万円 → 17,399百万円
戦傷病者特別援護経費	465,949	413,169	▲ 52,780	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 159百万円 → 157百万円 2 医療費の支給 219百万円 → 179百万円 3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 201,000円 → 206,000円
未帰還者留守家族等援護経費	16,062	21,823	5,761	葬祭料 単価 201,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	401	716	315	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の 支給事務に必要な経費	428,682	403,421	▲ 25,261	
昭和館等に係る経費	443,400	477,540	34,140	昭和館運営費 431百万円 → 465百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,005,556	2,266,709	261,153	
戦没者遺骨処理等諸費	1,539,669	1,801,997	262,328	1 遺骨収集帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ ⑥沖縄 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ノバロフスク ⑨沿海 ⑩イルクーツク ⑪ザバイカル ⑫カザフスタン共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③マリアナ諸島 ④トラック諸島 ⑤マーシャル・ギルバート諸島 ⑥インド ⑦中国 ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ノバロフスク ⑩沿海 ⑪アムール ⑫カザフスタン共和国) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	465,887	464,712	▲ 1,175	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等 283百万円 → 283百万円 2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 43百万円 → 43百万円

事 項	平成25年度	平成26年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予算(案)	増 減 額	
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,542,522	1,415,205	▲ 127,317	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,542,522	1,415,205	▲ 127,317	
中国残留邦人等に対する生活支援	627,121	556,883	▲ 70,238	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 170百万円 → 100百万円
定着自立援護	424,821	418,890	▲ 5,931	・「支援・相談員」の配置 426百万円 → 425百万円
帰国受入援護	456,943	409,004	▲ 47,939	・永住帰国見込世帯人員 17世帯52人 → 11世帯 28人
身元調査等	33,637	30,428	▲ 3,209	・一時帰国見込世帯人員 114世帯201人 → 104世帯 185人
(項) 恩給進達等実施費	365,854	348,121	▲ 17,733	・訪中調査対象孤児数 11人 → 8人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	365,854	348,121	▲ 17,733	・訪日調査対象者数 2人 → 1人
資料整備諸費	317,909	301,892	▲ 16,017	
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	542	0	▲ 542	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,377	3,339	▲ 38	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,026	42,890	▲ 1,136	

社会・援護局(社会)計上分	9,290,776	9,706,017	415,241	
(項) 生活保護費	9,290,776	9,706,017	415,241	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,290,776	9,706,017	415,241	
中国残留邦人生活支援給付金	9,290,776	9,603,297	312,521	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	0	102,720	102,720	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(項) 地域福祉推進費	250億の内数	150億の内数		
中国残留邦人等に対する生活支援	250億の内数	150億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成25年度	平成26年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予算(案)	増 減 額	
援護関係合計	35,039,452	32,554,896	▲ 2,484,556	
社会・援護局(援護)計上分	25,748,676	22,848,879	▲ 2,899,797	
社会・援護局(社会)計上分	9,290,776	9,706,017	415,241	

(参考) 平成26年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,062,814	985,646	▲ 77,168	
(項) 遺族及留守家族等援護費	495,471	430,007	▲ 65,464	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	490,607	425,143	▲ 65,464	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,552	68,767	215	
(目細)留守家族等援護事務委託費	44,006	43,065	▲ 941	1 留守家族等援護 129千円 2 未帰還者特別措置 225千円 3 戦傷病者特別援護 42,711千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	378,049	313,311	▲ 64,738	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	21,588	22,033	445	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	2,712	3,051	339	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	2,712	3,051	339	
(目)遺骨収集帰還等委託費	18,876	18,982	106	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	510,463	498,314	▲ 12,149	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	510,463	498,314	▲ 12,149	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	439	212	▲ 227	
(目細)引揚者等援護事務委託費	510,024	498,102	▲ 11,922	「支援・相談員」の配置 425,184千円
(項) 恩給進達等実施費	35,292	35,292	0	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	35,292	35,292	0	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,462	5,504	42	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,830	29,788	▲ 42	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,517千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,290,776	9,706,017	415,241	
(項) 生活保護費	9,290,776	9,706,017	415,241	
(目)生活保護費等負担金	9,290,776	9,706,017	415,241	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	9,290,776	9,603,297	312,521	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項)配偶者支援金	0	102,720	102,720	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(項) 地域福祉推進費	250億の内数	150億の内数		
(目)セーフティーネット支援対策等事業費補助金	250億の内数	150億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成25年度 予 算 額	平成26年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,353,590	10,691,663	338,073	
社会・援護局(援護)計上分	1,062,814	985,646	▲ 77,168	
社会・援護局(社会)計上分	9,290,776	9,706,017	415,241	

第2 昭和館 について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階 会議室

特別企画展などを開催

2階 広場

憩いの場

1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年から毎年開催)

平成24年10月～12月	東京オリンピック開催年の日本～変わりゆく昭和の情景～
平成25年3月～5月	生誕100年・没後30年記念 中原淳一の生きた戦中・戦後～少女像にこめた夢と憧れ～
平成25年7月～9月	知ってるかな?戦中の暮らし～子どもたちの一日～
平成26年3月～5月	夢と希望と困難と～昭和の働く女性～(仮称)

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成25年10月2日～14日	伝えたい戦中・戦後の暮らし(熊本県)
平成26年1月26日～2月3日	伝えたい戦中・戦後の暮らし(栃木県)
平成26年10月1日～19日(予定) 平成26年11月29日～12月7日(予定)	佐賀県 石川県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

第3 しょうけい館 について

●設置目的

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成 18 年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成 24 年3月～5月	がむしやらに描いて～海洋船舶画家上田毅八郎のあゆみ～
平成 24 年7月～9月	軍医が語る戦時救護
平成 25 年3月～5月	戦中・戦後の戦病者～二度の除隊を経て 花森安治のあゆみ～
平成 26 年3月～5月	箱根療養所にて生涯を終えた戦傷病者(仮称)

企画上映会	
平成 25 年5月～6月・6月～8月 ・8月～11月	「夫婦二人三脚」(5月～6月) 「新収録証言映像」(6月～8月) 「抑留生活と受傷病の苦労」(8月～11月)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
開館時間	10:00～17:30(入館は午後 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ-ムペ-ジ	http://www.shokeikan.go.jp

第4 戦傷病者特別援護法関係統計表

項目		援護の内容	摘要
1	戦傷病者手帳の交付(第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	交付人員 17,651人 (平成25年4月1日現在)
2	戦傷病者相談員(第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う (謝金 年額25,100円)	戦傷病者相談員 541人 (平成25年10月1日現在)
3	療養の給付又は療養費の支給(第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付(支給)	療養患者数 403人 (平成25年4月1日現在)
4	療養手当の支給(第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給 (月額29,400円)	受給者 1人 (平成25年4月1日現在)
5	葬祭費の支給(第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給 (201,000円)	支給件数 5人 (平成24年度)
6	更生医療の給付(第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成24年度)
7	補装具の支給及び修理(第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給(修理)	支給修理件数 195件 (平成24年度)
8	国立保養所への収容(第22条)	重度戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (平成25年4月1日現在)
9	旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い(第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 7,813人 (平成24年度)

第5 中国残留邦人等の配偶者に対する支援策のイメージ

[現行]

- ① 支援給付の支給
- ② 老齢基礎年金の支給

本人が死亡

①' 支援給付の支給

支援法の改正

[法見直し後]

- ①' 支援給付の支給
 - ③ 配偶者支援金の支給
- [新たな配偶者支援策]

[残留邦人の夫婦世帯]

残留邦人本人が生存中

① 夫婦の生活支援給付
120,440円

① 支援法に基づく支援給付の支給
生活費のみならず、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯の状況に応じて対応する。

本人が死亡

①' 配偶者の生活支援給付
80,140円

[配偶者単身の世帯]

[配偶者単身の世帯]

③ 配偶者支援金
(老齢基礎年金の
2/3相当額)

支援法の改正

①' 配偶者の生活支援給付
80,140円

③ 中国残留邦人等の
特定配偶者に対
する配偶者支援金
の支給

② 中国残留邦人等の老齢基礎年金の満額支給
64,875円

② 中国残留邦人等の老齢基礎年金の満額支給

② 本人死亡後は
支給されない

※ 生活支援給付は、1級地-1 (例えば東京23区) の例。夫婦世帯、単身世帯

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正について

1. 改正の趣旨

- 現行法は中国残留邦人の帰国の促進について定めるとともに、永住帰国した中国残留邦人とその配偶者に対して、その自立支援のため以下の支給を行うこととしている。
 - ① 満額の老齢基礎年金（中国残留邦人）
 - ② 生活保護と同水準の支援給付（中国残留邦人とその配偶者）
- 中国残留邦人が亡くなった後は、配偶者に対しては、①の年金支給はなくなり、②の支援給付（夫婦世帯の3分の2）のみになる。また、配偶者の大半は、(i) 高齢、(ii) 日本語が不自由、(iii) 日本の生活習慣に不慣れのため、②の支援給付だけでは日本で生活することは困難
- このため、中国残留邦人と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。

2. 改正の概要

(1) 題名及び目的規定(第1条)

- ① 題名に「特定配偶者の自立の支援」を規定
- ② 目的規定で「特定配偶者の自立の支援を行う」旨明確化

(2) 定義規定(第2条第3項)

支援の対象となる配偶者を「特定配偶者」とし、特定配偶者を「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者」と定義

(3) 支援給付(第14条第3項)

特定中国残留邦人等が亡くなった後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定。なお、経過措置により、改正法施行時に現に支援給付を受けている配偶者であって「特定配偶者」に該当しないものについては、引き続き支援給付を行う。

(4) 配偶者支援金(第15条)

- ① 配偶者支援給付は、(3)の支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行う。
- ② 配偶者支援金の額は、老齢基礎年金(満額)の2/3相当額とする旨規定
- ③ 配偶者支援金の財源は、全額国費で措置する。

(5) 施行日

平成26年10月1日

第6 中国残留邦人等の数

(平成26年2月1日現在)

1 中国残留邦人の状況

(1) 孤児の肉親調査

孤児総数 2,818人
うち身元判明者 1,284人

(2) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6,703人 (家族を含めた総数 20,876人)
うち孤児 2,555人 (" 9,374人)
うち婦人等 4,148人 (" 11,502人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,551世帯、婦人等4,148世帯、計6,699世帯である。

(3) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 5,908人 (家族を含めた総数 9,896人)
うち孤児 1,347人 (" 2,641人)
うち婦人等 4,561人 (" 7,255人)

2 樺太等残留邦人の状況

(1) 永住帰国の状況

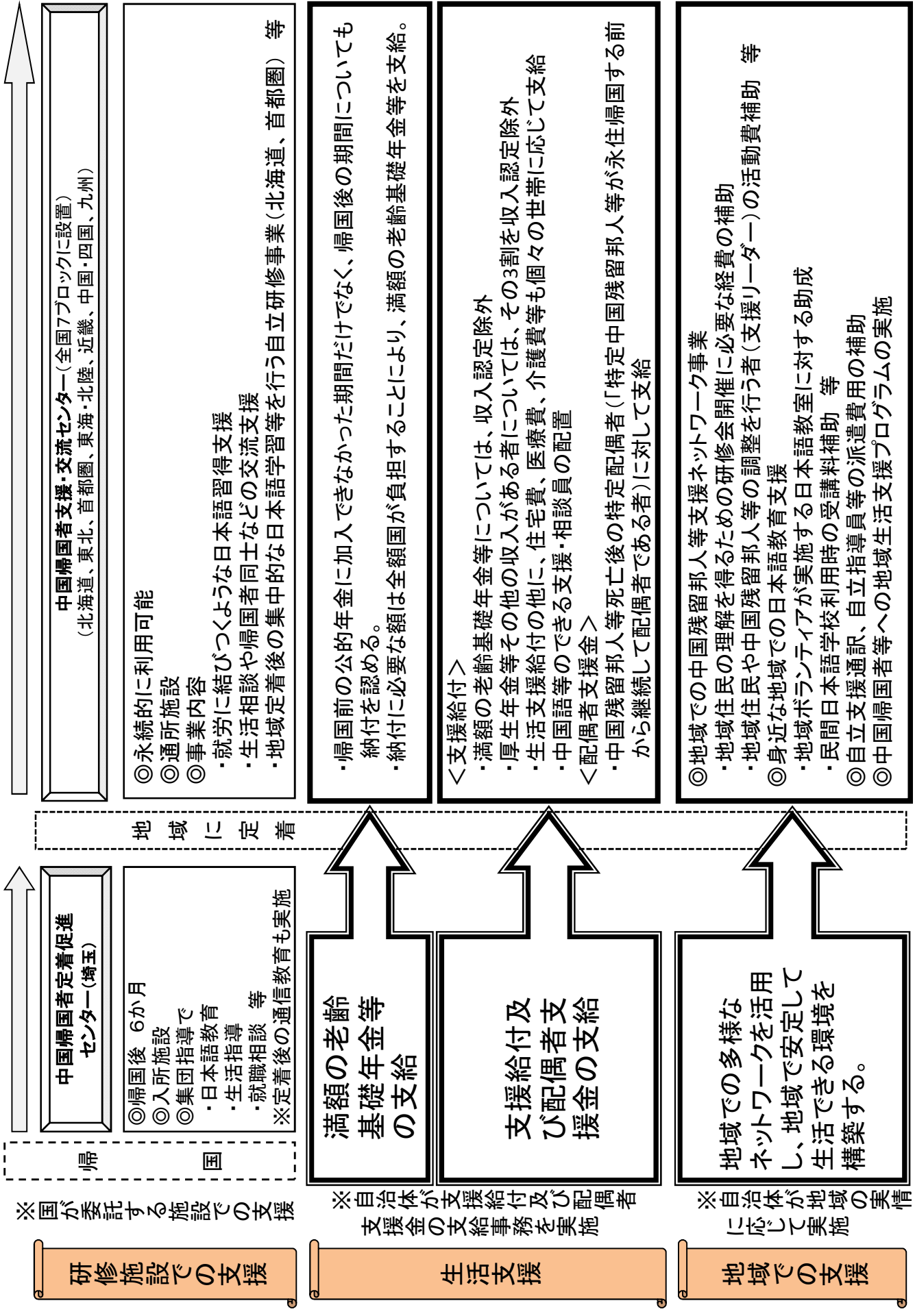
永住帰国者の総数 108人 (家族を含めた総数 273人)
うち樺太 85人 (" 218人)
うち旧ソ連本土 23人 (" 55人)

(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は103世帯である。

(2) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 2,107人 (家族を含めた総数 2,991人)
うち樺太 1,863人 (" 2,576人)
うち旧ソ連本土 244人 (" 415人)

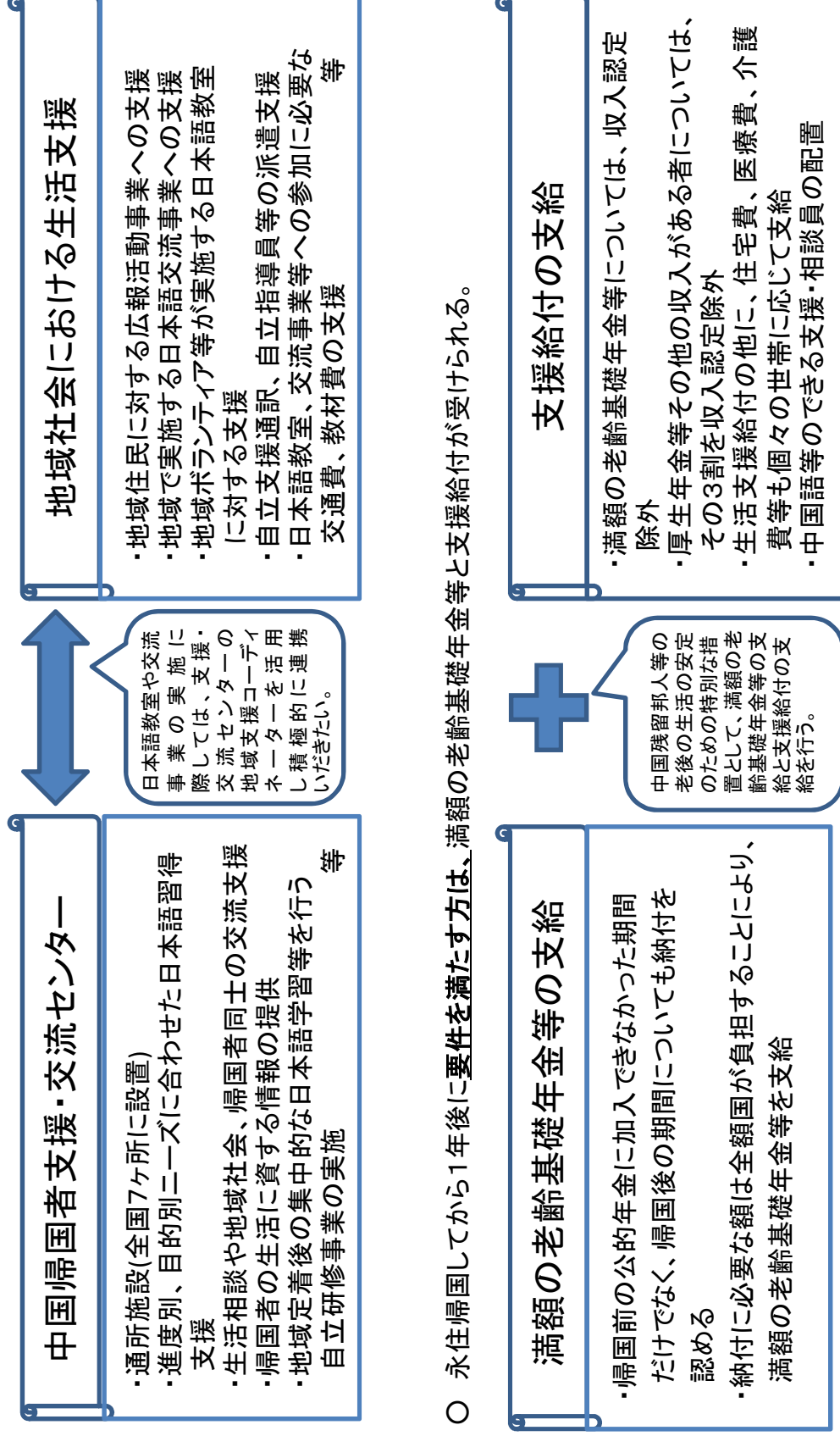
第7 中国残留邦人等に対する支援策



(参考) 定着後の生活支援

下記を活用して地域社会での生活を支援している。

- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センター等や地域社会での生活支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。



- 永住帰国してから1年後に要件を満たす方は、満額の老齢基礎年金等と支援給付が受けられる。

第8 中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成26年2月1日現在

○中国帰国者定着促進センター(1カ所)

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59. 2. 1

○中国帰国者支援・交流センター(7カ所)

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19. 8. 1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	平19. 8. 1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13. 11. 1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18. 9. 1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13. 11. 1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18. 9. 1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区大名2-6-39 西澤ビル6・7階	平16. 6. 1

第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

平成26年2月1日現在

1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	34	34.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	673	31.8

注：()内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成23年 (平23.11~12)	1	0	0.0
平成24年 (平24.11~12)	1	0	0.0
計	90	12	13.3

注：平成22年及び平成25年は、情報公開者が無かったため訪日対面調査は行っていない。

第10 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

1 実地監査について

(1) 監査事前打ち合わせ会

- ・ 各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行う
- ・ 今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う

(2) 監査対象実施機関の選定

- ・ 管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定
- ・ 監査計画（案）を作成の上、上司と協議するなどして決定

(3) 監査実施通知の発出

- ・ 監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに通知

(4) 事前準備

- ・ ヒアリング資料の作成
- ・ 事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成
- ・ ケース検討数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行う

(5) 指導監査の実施

- ・ 「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施
- ・ ケース検討を実施
- ・ ケース検討の確認（文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ずケース担当者へ連絡）
- ・ 必要に応じて実地調査を実施
- ・ ケース検討票の集計
- ・ 集計後、講評原稿の作成
- ・ 実施機関講評前打合せ（実施機関側との意見調整を行う）
- ・ 実施機関講評（是正改善内容は具体的に説明するよう努める）

<各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類>

- ・ 面接受付簿
- ・ 面接相談記録簿
- ・ 支援給付申請受理簿
- ・ 課税調査結果の処理に関する記録
- ・ 返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・ 医療券交付処理簿
- ・ 通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・ 移送費管理記録簿
- ・ 介護券交付処理簿
- ・ 介護給付費公費受給者別一覧表 等

- (6) 監査結果報告書、復命会
 - ・ 監査結果報告書（復命書）を作成し、復命会を開催
 - ・ 復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする
- (7) 監査結果通知
 - ・ 復命会終了後、速やかに実施機関へ通知（監査日より1ヶ月半以内が目安）
 - ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる
- (8) 是正改善結果報告
 - ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
 - ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導
- (9) 指導台帳の整理
 - ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

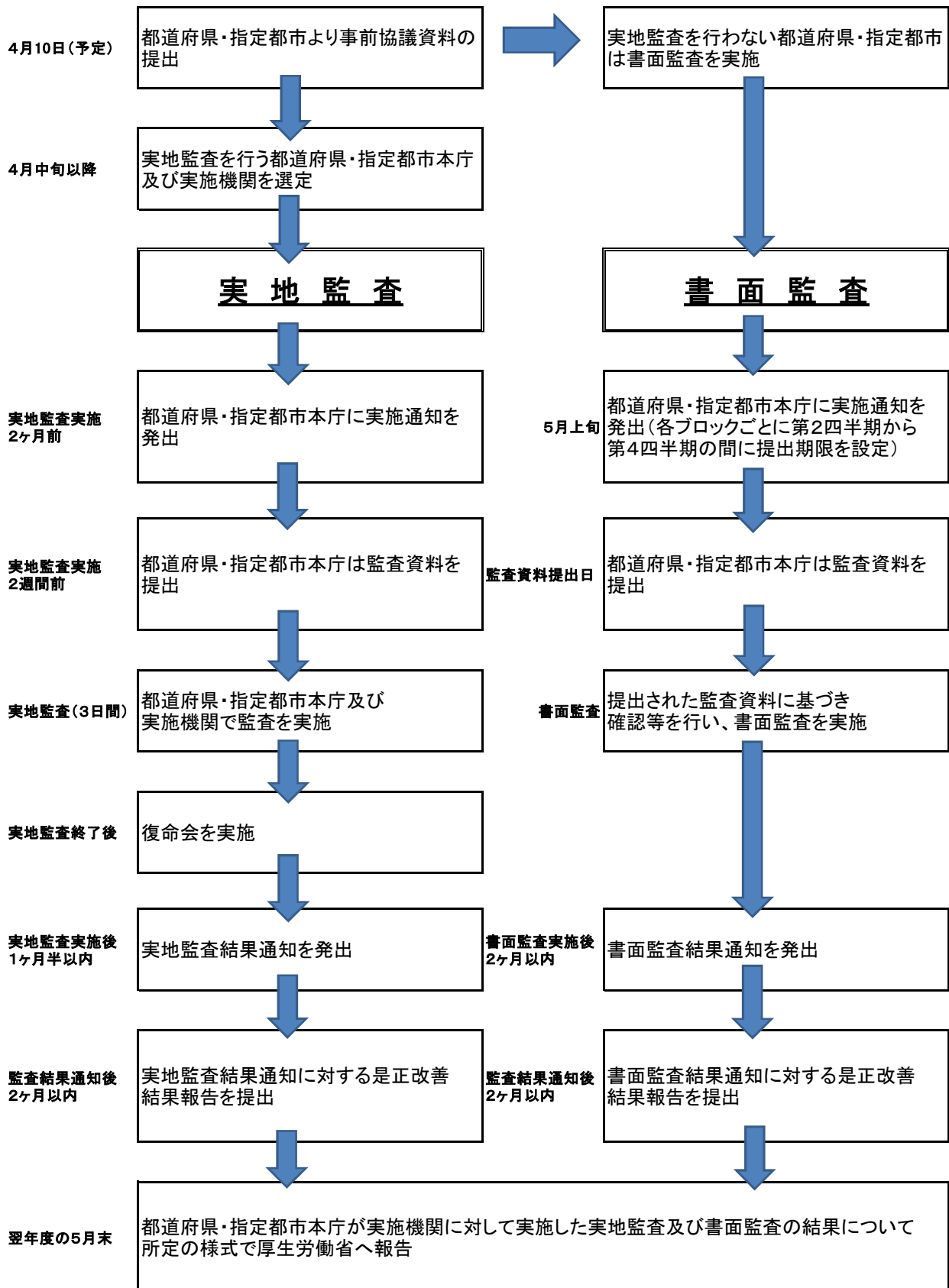
2 書面監査について

- (1) 監査実施通知の発出
 - ・ 実地監査を実施しない実施機関に対し、資料提出日の2ヶ月前までに書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる
- (2) 指導監査の実施
 - ・ 実施機関より提出された監査資料の内容確認
 - ・ 必要に応じて電話等での聞き取りを行う
- (3) 監査結果報告書の作成
 - ・ 監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする
- (4) 監査結果通知
 - ・ 監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）
 - ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる
- (5) 是正改善結果報告
 - ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
 - ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導
- (6) 指導台帳の整理
 - ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

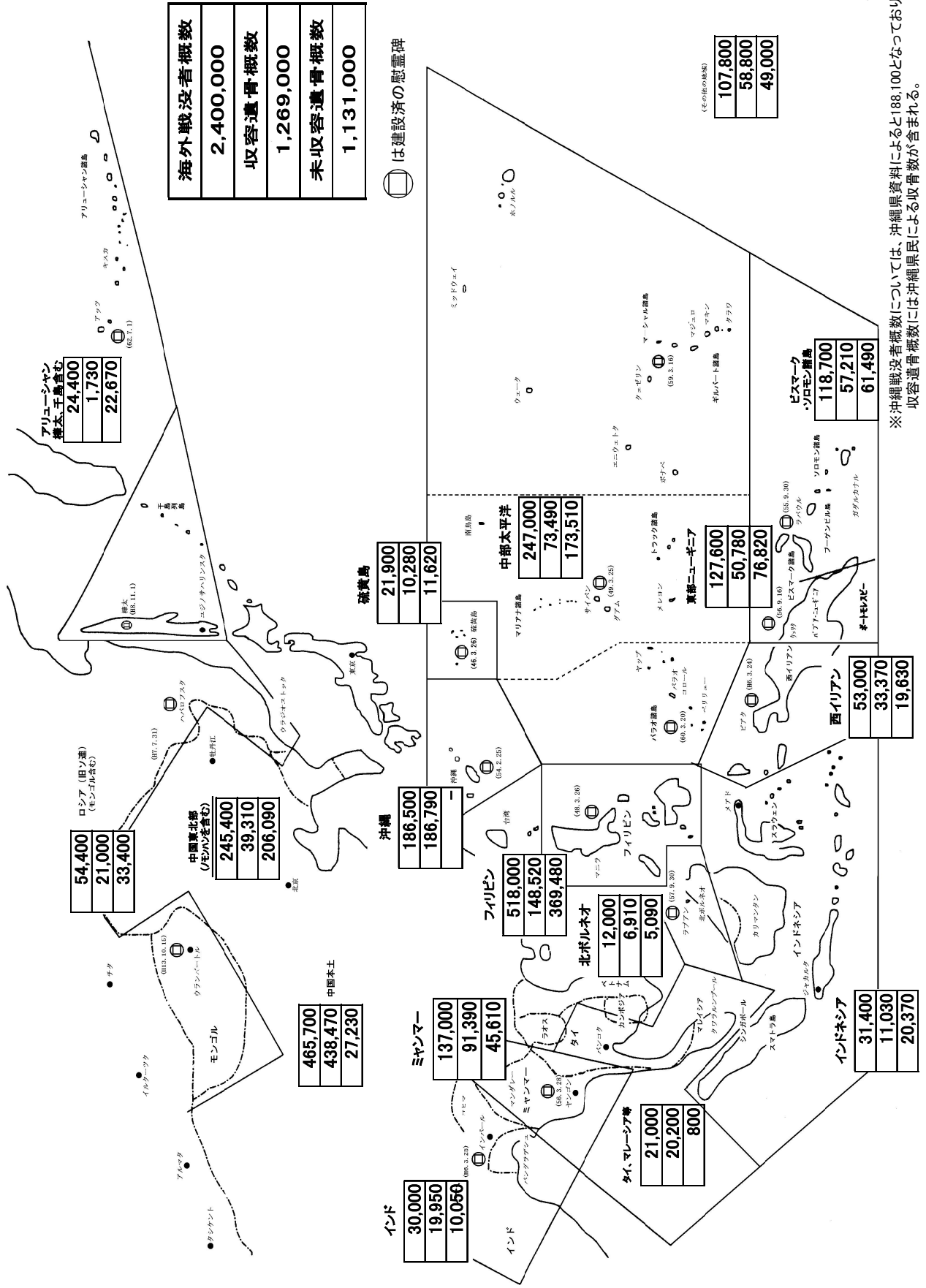
3 監査結果報告の提出

- ・ 実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う

第11 厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ



第12 地域別戦没者遺骨収容概見図(平成26年1月末現在)



※沖縄戦没者概数については、沖縄県資料によると188,100となっており、収容遺骨概数には沖縄県民による収骨数が含まれる。

第13 平成25年度戦没者遺骨収集帰還・慰霊巡拝実施状況

平成26年1月末現在

1 遺骨収集帰還、応急、受領、調査、協議

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			遺骨帰還数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
【ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(事前調査)	25.5.13～25.5.27	2	0	2	0	
沿海地方(事前調査)	25.5.15～25.5.29	2	0	2	0	
イルクーツク州(事前調査)	25.5.28～25.6.11	2	0	2	0	
カザフスタン共和国(応急)	25.6.18～25.7.6	3	0	3	1	
クラスノヤルスク地方、ケメロボ州(事前調査)	25.6.23～25.7.7	2	0	2	0	
ハバロフスク地方(応急)	25.7.23～25.8.6	2	0	2	36	
イルクーツク州(遺骨収集帰還)	25.7.22～25.8.7	2	6	8	18	
沿海地方(遺骨収集帰還)	25.7.22～25.8.7	2	4	6	35	
ザバイカル地方(調査)	25.7.29～25.8.12	2	2	4	0	
沿海地方(遺骨収集帰還)	25.8.21～25.9.5	2	6	8	23	
モスクワ州他(調査)	25.8.26～25.9.9	2	0	2	0	
ケメロボ州(応急・埋葬地調査)	25.9.30～25.10.10	2	2	4	2	
小 計		25	20	45	115	
【南方地域等】						
硫黄島(第1回通常)	25.4.8～25.4.25	3	14	17	5	他 小笠原村職員1名同行
硫黄島(第1回常駐)	25.4.8～25.4.26	2	0	2	0	
硫黄島(第2回常駐)	25.5.7～25.5.24	2	0	2	0	
ノモンハン(調査)	25.5.13～25.5.25	3	0	3	0	
タイ(WS)	25.5.20～25.5.25	2	0	2	0	
硫黄島(第2回通常)	25.5.15～25.5.29	-	-	-	-	派遣中止
硫黄島(第3回常駐・第1回開削)	25.5.20～25.6.7	-	-	-	-	派遣中止
サイパン(応急)	25.5.27～25.6.7	3	4	7	10	
硫黄島(第3回通常)	25.5.28～25.6.12	-	-	-	-	派遣中止
東部ニューギニア(応急)	25.5.29～25.6.6	2	0	2	33	
硫黄島(第4回常駐)	25.6.3～25.6.21	-	-	-	-	派遣中止
硫黄島(第4回通常)	25.6.11～25.6.26	-	-	-	-	派遣中止
パラオ(調査)	25.6.18～25.6.26	4	7	11	0	
硫黄島(第5回常駐)	25.6.23～25.7.2	2	0	2	0	
硫黄島(第5回通常)	25.6.25～25.7.2	-	-	-	-	派遣中止
硫黄島(第6回常駐・第2回開削)	25.7.3～25.7.23	2	4	6	0	他 小笠原村職員1名同行
硫黄島(第1回特別)	25.7.9～25.7.16	6	37	43	0	他 小笠原村職員1名同行
硫黄島(第7回常駐)	25.7.15～25.8.2	1	0	1	0	
サイパン(応急)	25.7.17～25.7.26	3	4	7	2	
硫黄島(第8回常駐)	25.7.30～25.8.23	1	0	1	0	
硫黄島(第9回常駐)	25.8.20～25.8.30	1	0	1	0	
ソロモン諸島(応急)	25.8.24～25.9.2	2	3	5	137	
モンゴル(ノモンハン)遺骨収集帰還	25.8.24～25.9.5	2	5	7	5	
硫黄島(第10回常駐)	25.8.27～25.9.13	1	0	1	0	
サイパン(調査)	25.8.28～25.9.1	2	2	4	0	
硫黄島(第11回常駐)	25.9.9～25.9.27	1	0	1	0	
硫黄島(第4回開削)	25.9.20～25.9.26	1	4	5	0	
硫黄島(第12回常駐)	25.9.27～25.10.11	1	0	1	0	
硫黄島(第13回常駐)	25.10.11～25.10.25	1	0	1	0	
サイパン(調査)	25.10.20～25.10.29	3	3	6	0	
硫黄島(第3回特別)	25.10.22～25.10.30	6	39	45	18	他 小笠原村職員1名同行
硫黄島(第14回常駐)	25.10.23～25.11.5	1	0	1	0	
硫黄島(第6回通常)	25.10.29～25.11.13	2	13	15	5	
硫黄島(第5回開削)	25.11.5～25.11.12	1	0	1	0	
硫黄島(第15回常駐)	25.11.5～25.11.15	1	0	1	0	
東部ニューギニア(応急)	25.11.7～25.11.20	2	0	2	49	PNG28 ヒスロ21
硫黄島(第7回通常)	25.11.12～25.11.27	3	14	17	0	
硫黄島(第16回常駐)	25.11.15～25.12.3	1	0	1	0	
インドネシア(応急)	25.11.16～25.11.29	2	6	8	282	
樺太(応急)	25.11.27～25.12.4	3	0	3	8	
硫黄島(第8回通常)	25.11.27～25.12.17	3	10	13	9	
硫黄島(第17回常駐)	25.12.3～25.12.20	1	0	1	0	
米国(受領)	25.12.15～25.12.20	2	0	2	3	ソロモン1 その他2
硫黄島(第9回通常)	26.1.8～26.1.20	3	17	20	97	
硫黄島(第18回常駐)	26.1.8～26.1.24	1	0	1	0	
東部ニューギニア(遺骨収集帰還)	26.1.15～25.1.30	3	6	9	141	他 小笠原村職員1名同行
硫黄島(第6回開削)	26.1.17～26.1.24	1	4	5	0	
インドネシア(協議・調査)	26.1.19～26.1.31	2	0	2	0	
小 計		89	196	285	804	
合 計		114	216	330	919	

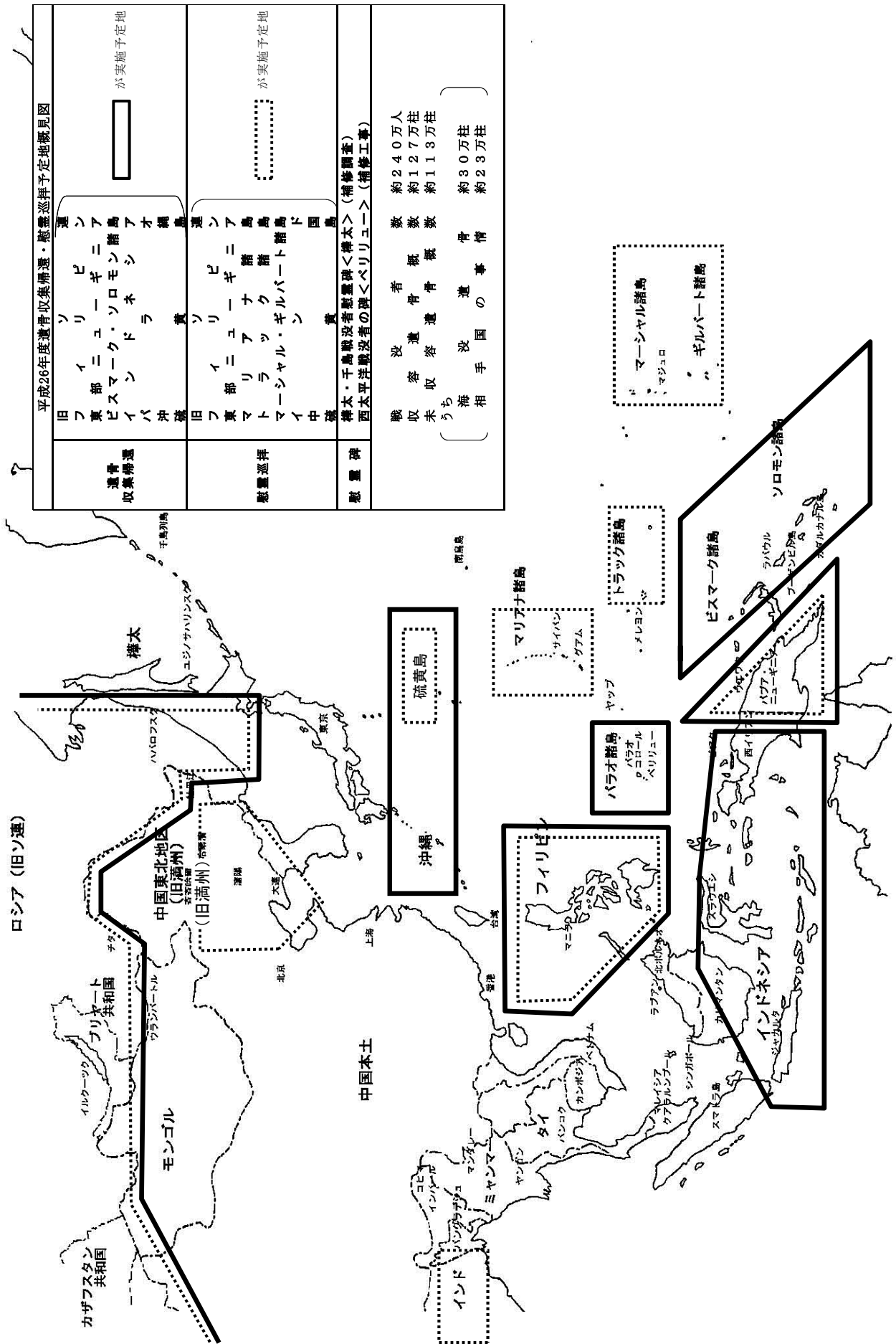
2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【ソ連抑留中死亡者等】						
クラスノヤルスク地方	25. 8. 19 ~ 25. 8. 25	2	6	8	0	介助者 1
アルタイ地方	25. 8. 26 ~ 25. 9. 2	2	10	12	2	
ハバロフスク地方	25. 9. 2 ~ 25. 9. 9	2	11	13	0	介助者 1
沿海地方	25. 9. 25 ~ 25. 10. 2	2	7	9	5	
小 計		8	34	42	7	
【南方地域等】						
硫黄島①	25. 7. 1 ~ 25. 7. 2	7	22	29	11	介助者 2
モンゴル	25. 9. 2 ~ 25. 9. 7	2	3	5	2	
中国東北地区	25. 9. 16 ~ 25. 9. 25	1	7	8	1	
インドネシア	25. 10. 3 ~ 25. 10. 11	2	13	15	3	
ビスマーク・ソロモン諸島	25. 10. 19 ~ 25. 10. 26	3	14	17	6	
東部ニューギニア	25. 11. 9 ~ 25. 11. 16	2	4	6	3	看護師同行
硫黄島②	25. 11. 12 ~ 25. 11. 13	10	51	61	23	介助者 2
小 計		27	114	141	49	
合 計		35	148	183	56	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない、子・兄弟姉妹の配偶者、孫及び甥・姪の数

第14 平成26年度 遺骨収集帰還・慰霊巡拝等予定地域概見図



第15 都道府県別DNA鑑定結果

平成26年1月末現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	106	44	50	12	
2	青森県	45	24	16	5	
3	岩手県	58	24	29	5	
4	宮城県	29	13	10	6	
5	秋田県	25	8	14	3	
6	山形県	45	14	27	4	
7	福島県	39	17	18	4	
8	茨城県	42	16	21	5	
9	栃木県	25	14	9	2	
10	群馬県	25	14	9	2	
11	埼玉県	98	42	42	14	
12	千葉県	94	41	42	11	
13	東京都	159	63	69	27	
14	神奈川県	110	29	58	23	
15	新潟県	46	13	25	8	
16	富山県	23	11	8	4	
17	石川県	18	8	5	5	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	21	10	5	6	
20	長野県	51	22	20	9	
21	岐阜県	42	13	24	5	
22	静岡県	54	29	18	7	
23	愛知県	62	35	18	9	
24	三重県	26	13	11	2	
25	滋賀県	16	6	9	1	
26	京都府	30	11	15	4	
27	大阪府	78	39	28	11	
28	兵庫県	64	30	27	7	
29	奈良県	22	14	4	4	
30	和歌山県	25	16	5	4	
31	鳥取県	10	4	6	0	
32	島根県	30	17	10	3	
33	岡山県	39	18	17	4	
34	広島県	121	58	51	12	
35	山口県	38	29	8	1	
36	徳島県	10	5	5	0	
37	香川県	10	4	4	2	
38	愛媛県	38	16	11	11	
39	高知県	31	10	15	6	
40	福岡県	76	38	25	13	
41	佐賀県	12	3	4	5	
42	長崎県	19	10	7	2	
43	熊本県	26	16	7	3	
44	大分県	25	5	17	3	
45	宮崎県	24	16	6	2	
46	鹿児島県	41	24	15	2	
47	沖縄県	19	3	15	1	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		2,054	914	861	279	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

第16 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5カ年)

平成26年1月末現在

県コード	都道府県名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
1	北海道	4	2	3		3	12
2	青森	1		2			3
3	岩手	1		2		1	4
4	宮城	3			1	1	5
5	秋田	1	1				2
6	山形	1		1	1		3
7	福島	1	1			2	4
8	茨城	1	1	1		2	5
9	栃木	2	2				4
10	群馬						0
11	埼玉	4	3		2		9
12	千葉	3	1	1	2	1	8
13	東京	5	2	2	4	5	18
14	神奈川	2	2	2		2	8
15	新潟	5				1	6
16	富山	3	2		1		6
17	石川	1	1	1			3
18	福井						0
19	山梨	1	1				2
20	長野	1			1		2
21	岐阜	2				2	4
22	静岡	2	3		1		6
23	愛知	5	5	1	2	1	14
24	三重						0
25	滋賀						0
26	京都	2	1				3
27	大阪	4	5	1		1	11
28	兵庫	2	2	3	1		8
29	奈良	2					2
30	和歌山	1	2			1	4
31	鳥取				1	1	2
32	島根	1	2	1	2		6
33	岡山	1	1		1		3
34	広島	4	5	2		4	15
35	山口			5	2		7
36	徳島		1	1			2
37	香川	1				1	2
38	愛媛	3	1		1	2	7
39	高知					1	1
40	福岡	2	6		2		10
41	佐賀						0
42	長崎	2			3	1	6
43	熊本			3		1	4
44	大分	2		1			3
45	宮崎	4	2	1			7
46	鹿児島	1	1		2		4
47	沖縄	1	1				2
99	日本国外		1				1
計		82	58	34	30	34	238

注1:年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注2:上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第17 平成26年度の援護年金額

I 障害年金の額（平成25年度と同額を予定）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成26年4月からの額	現行額	平成26年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	同額予定	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	同額予定
第1項症	5,723,000円	同額予定	4,363,000円	同額予定
第2項症	4,769,000		3,639,000	
第3項症	3,927,000		3,007,500	
第4項症	3,108,000		2,383,900	
第5項症	2,514,000		1,938,700	
第6項症	2,033,000		1,571,100	
第1款症	1,853,000	同額予定	1,428,200	同額予定
第2款症	1,686,000		1,299,800	
第3款症	1,352,000		1,045,100	
第4款症	1,089,000		844,600	
第5款症	961,000		743,000	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成26年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	同額予定
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	同額予定
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200	

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成26年4月からの額
特別項症	270,000円	同額予定
第1項症	210,000	同額予定
第2項症		

II 障害一時金の額（平成25年度と同額を予定）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成26年4月からの額	現行額	平成26年4月からの額
第1款症	6,088,000円	同額予定	4,640,900円	同額予定
第2款症	5,050,000		3,850,800	
第3款症	4,332,000		3,302,500	
第4款症	3,559,000		2,713,400	
第5款症	2,855,000		2,177,100	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成25年度と同額を予定）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成26年4月からの額	現行額	平成26年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	同額予定	72,000円	同額予定
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500		56,400	
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	557,600		-	
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	456,400		-	
	456,400		-	
	335,000		-	

2 他に公務扶助手受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成26年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	同額予定	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000	同額予定	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助手へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第18 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第十三回、二十五回特別給付金)請求受付状況について

第十三回特別給付金(か号)対象者リストに基づく請求受付の状況

平成26年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付		未請求者数	
	恩給	援護年金	旧令共済	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	144	6	0	150	123	82%	27	18%
青森	57	6	1	64	52	81%	12	19%
岩手	91	5	0	96	75	78%	21	22%
宮城	116	12	0	128	120	94%	8	6%
秋田	64	2	0	66	64	97%	2	3%
山形	98	0	0	98	92	94%	6	6%
福島	158	4	0	162	141	87%	21	13%
茨城	166	3	0	169	163	96%	6	4%
栃木	83	4	0	87	68	78%	19	22%
群馬	85	2	0	87	83	95%	4	5%
埼玉	134	5	0	139	120	86%	19	14%
千葉	136	3	0	139	116	83%	23	17%
東京	253	7	0	260	215	83%	45	17%
神奈川	171	11	0	182	147	81%	35	19%
新潟	177	10	0	187	168	90%	19	10%
富山	66	1	0	67	51	76%	16	24%
石川	68	2	0	70	62	89%	8	11%
福井	64	0	0	64	52	81%	12	19%
山梨	35	1	0	36	20	56%	16	44%
長野	163	6	0	169	152	90%	17	10%
岐阜	156	4	0	160	132	83%	28	18%
静岡	169	5	1	175	149	85%	26	15%
愛知	242	12	1	255	225	88%	30	12%
三重	108	6	0	114	104	91%	10	9%
滋賀	60	1	0	61	53	87%	8	13%
京都	121	3	0	124	95	77%	29	23%
大阪	194	9	0	203	180	89%	23	11%
兵庫	193	9	0	202	159	79%	43	21%
奈良	60	5	1	66	59	89%	7	11%
和歌山	102	1	0	103	100	97%	3	3%
鳥取	51	1	0	52	46	88%	6	12%
島根	88	4	0	92	84	91%	8	9%
岡山	168	5	0	173	130	75%	43	25%
広島	173	7	0	180	152	84%	28	16%
山口	107	5	0	112	103	92%	9	8%
徳島	86	1	0	87	74	85%	13	15%
香川	100	4	0	104	96	92%	8	8%
愛媛	97	4	0	101	81	80%	20	20%
高知	113	1	0	114	103	90%	11	10%
福岡	221	9	0	230	197	86%	33	14%
佐賀	77	2	0	79	60	76%	19	24%
長崎	128	7	0	135	99	73%	36	27%
熊本	172	5	0	177	164	93%	13	7%
大分	82	3	0	85	80	94%	5	6%
宮崎	98	7	0	105	91	87%	14	13%
鹿児島	237	13	2	252	218	87%	34	13%
沖縄	68	14	0	82	76	93%	6	7%
海外	2	0	0	2	-	-	-	-
総計	5,802	237	6	6,045	5,194	86%	849	14%

※基準日以前に死亡した者等対象外報告を受けた42件(恩給38件、援護年金4件)は除いた。

第二十五回特別給付金対象者リストに基づく請求受付の状況

平成26年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	恩給	援護年金	旧令共済	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	2	0	0	2	2	100%
青森	1	0	0	1	1	100%
岩手	1	0	0	1	1	100%
宮城	2	0	0	2	2	100%
秋田	0	0	0	0	0	-
山形	0	0	0	0	0	-
福島	1	1	0	2	2	100%
茨城	1	1	0	2	2	100%
栃木	0	0	0	0	0	-
群馬	1	0	0	1	1	100%
埼玉	1	0	0	1	2	200%
千葉	2	1	0	3	3	100%
東京	1	2	0	3	3	100%
神奈川	3	1	0	4	3	75%
新潟	0	0	0	0	0	-
富山	0	0	0	0	0	-
石川	0	0	0	0	0	-
福井	0	0	0	0	0	-
山梨	1	0	0	1	1	100%
長野	1	0	0	1	1	100%
岐阜	1	0	0	1	1	100%
静岡	4	2	0	6	6	100%
愛知	3	0	0	3	3	100%
三重	1	0	0	1	2	200%
滋賀	0	0	0	0	0	-
京都	0	1	0	1	1	100%
大阪	2	2	0	4	3	75%
兵庫	1	0	0	1	1	100%
奈良	0	0	0	0	0	-
和歌山	0	0	0	0	0	-
鳥取	0	0	0	0	0	-
島根	0	0	0	0	0	-
岡山	0	0	0	0	0	-
広島	1	3	0	4	3	75%
山口	0	0	0	0	1	-
徳島	1	0	0	1	1	100%
香川	4	0	0	4	5	125%
愛媛	2	0	0	2	2	100%
高知	0	0	0	0	0	-
福岡	5	0	0	5	7	140%
佐賀	1	0	0	1	1	100%
長崎	3	0	0	3	3	100%
熊本	2	0	0	2	1	50%
大分	1	1	0	2	2	100%
宮崎	3	0	0	3	3	100%
鹿児島	0	0	0	0	0	-
沖縄	2	0	0	2	2	100%
海外	0	0	0	0	-	-
総計	55	15	0	70	72	103%

※基準日以前に死亡した者、23特給対象者等対象外報告を受けた6件(恩給6件)は除いた。

第19 戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十六回特別給付金)請求受付状況について

第二十六回特別給付金い号 請求受付の状況

平成26年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	恩給	援護年金	旧令共済	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	0	0	0	0	0	-
青森	0	0	0	0	0	-
岩手	0	0	0	0	0	-
宮城	0	0	0	0	0	-
秋田	1	0	0	1	0	0%
山形	0	0	0	0	0	-
福島	1	0	0	1	1	100%
茨城	0	0	0	0	0	-
栃木	1	0	0	1	1	100%
群馬	0	0	0	0	0	-
埼玉	0	0	0	0	0	-
千葉	0	0	0	0	0	-
東京	1	0	0	1	0	0%
神奈川	0	0	0	0	0	-
新潟	0	0	0	0	0	-
富山	0	0	0	0	0	-
石川	0	0	0	0	0	-
福井	1	0	0	1	1	100%
山梨	0	0	0	0	0	-
長野	0	0	0	0	0	-
岐阜	0	0	0	0	0	-
静岡	0	0	0	0	0	-
愛知	0	0	0	0	0	-
三重	0	0	0	0	0	-
滋賀	0	1	0	1	1	100%
京都	1	0	0	1	1	100%
大阪	0	1	0	1	1	100%
兵庫	1	1	0	2	2	100%
奈良	0	0	0	0	0	-
和歌山	0	0	0	0	0	-
鳥取	0	0	0	0	0	-
島根	1	0	0	1	1	100%
岡山	0	3	0	3	3	100%
広島	0	2	0	2	0	0%
山口	1	0	0	1	1	100%
徳島	1	0	0	1	1	100%
香川	0	0	0	0	0	-
愛媛	0	0	0	0	0	-
高知	0	0	0	0	0	-
福岡	0	0	0	0	0	-
佐賀	1	0	0	1	1	100%
長崎	0	0	0	0	0	-
熊本	0	0	0	0	0	-
大分	1	0	0	1	1	100%
宮崎	0	0	0	0	0	-
鹿児島	0	0	0	0	0	-
沖縄	1	7	0	8	7	88%
海外	0	0	0	0	-	-
総計	13	15	0	28	23	82%

第20 戦没者等の妻に対する特別給付金(第二十七回特別給付金)請求受付状況について

第二十七回特別給付金い号 請求受付の状況

平成26年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳					請求受付	
	恩給	援護年金	旧令共済	国鉄等 その他	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割 合)
北海道	752	74	1	4	831	680	82%
青森	460	43	1	0	504	441	88%
岩手	681	70	0	0	751	667	89%
宮城	636	80	2	0	718	589	82%
秋田	481	33	0	1	515	475	92%
山形	371	34	0	0	405	380	94%
福島	687	57	0	1	745	650	87%
茨城	767	50	1	0	818	712	87%
栃木	419	30	0	0	449	365	81%
群馬	422	36	0	1	459	404	88%
埼玉	1,093	84	0	0	1,177	999	85%
千葉	1,273	102	2	0	1,377	1,190	86%
東京	1,890	182	5	1	2,078	1,542	74%
神奈川	1,378	127	1	0	1,506	1,195	79%
新潟	873	69	1	2	945	831	88%
富山	611	24	1	0	636	513	81%
石川	595	69	0	0	664	533	80%
福井	545	42	1	0	588	476	81%
山梨	306	15	0	0	321	243	76%
長野	743	57	3	1	804	622	77%
岐阜	753	50	1	0	804	674	84%
静岡	1,473	142	10	2	1,627	1,464	90%
愛知	1,956	169	16	1	2,142	1,868	87%
三重	1,086	90	0	0	1,176	1,008	86%
滋賀	627	34	0	1	662	468	71%
京都	974	67	0	0	1,041	888	85%
大阪	1,938	177	12	0	2,127	1,692	80%
兵庫	1,613	178	4	0	1,795	1,482	83%
奈良	563	42	1	0	606	465	77%
和歌山	655	60	3	0	718	631	88%
鳥取	433	35	0	0	468	403	86%
島根	582	48	1	0	631	530	84%
岡山	888	115	4	0	1,007	854	85%
広島	1,328	220	17	1	1,566	1,305	83%
山口	813	97	12	0	922	760	82%
徳島	550	50	2	0	602	524	87%
香川	677	62	2	0	741	644	87%
愛媛	845	88	2	0	935	787	84%
高知	734	107	3	0	844	686	81%
福岡	1,624	147	0	0	1,771	1,405	79%
佐賀	439	47	0	0	486	390	80%
長崎	657	110	2	0	769	613	80%
熊本	1,099	90	0	0	1,189	967	81%
大分	622	67	0	0	689	555	81%
宮崎	790	59	2	0	851	739	87%
鹿児島	1,176	162	2	1	1,341	1,121	84%
沖縄	1,293	277	2	0	1,572	1,261	80%
海外	23	1	0	0	24	0	0%
総計	41,194	4,069	117	17	45,397	37,691	83%

平成25年10月現在の個別案内送付件数である(基準日前の死亡を把握した者は除いた)。

第21 都道府県別援護年金受給者数

平成26年1月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	22	110	32	164
青森	4	67	12	83
岩手	15	112	12	139
宮城	18	132	24	174
秋田	2	48	6	56
山形	7	58	11	76
福島	17	83	22	122
茨城	13	76	28	117
栃木	7	58	13	78
群馬	4	57	12	73
埼玉	21	123	40	184
千葉	17	152	35	204
東京	58	252	79	389
神奈川	26	182	51	259
新潟	13	133	24	170
富山	5	51	9	65
石川	11	96	20	127
福井	10	67	10	87
山梨	7	25	13	45
長野	19	110	23	152
岐阜	8	121	33	162
静岡	30	190	42	262
愛知	50	221	109	380
三重	21	150	30	201
滋賀	7	67	16	90
京都	16	108	39	163
大阪	36	249	56	341
兵庫	27	245	55	327
奈良	10	73	20	103
和歌山	14	83	22	119
鳥取	5	50	9	64
島根	13	89	20	122
岡山	39	164	41	244
広島	171	287	157	615
山口	39	156	62	257
徳島	7	84	15	106
香川	12	100	18	130
愛媛	20	124	33	177
高知	19	145	14	178
福岡	29	231	72	332
佐賀	8	68	20	96
長崎	47	135	116	298
熊本	31	140	40	211
大分	16	96	23	135
宮崎	12	138	45	195
鹿児島	47	255	64	366
沖縄	425	317	997	1,739
外国居住	13	6	12	31
合計	1,468	6,084	2,656	10,208

第22 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成26年1月末現在

区分	平成23年度 迄累計	平成24年度	平成25年度 (平26.1末)	計
1. 加算改定	816,254	2	1	816,257
2. 一時恩給	696,773	130	72	696,975
3. 普通恩給	1,126,431	16	17	1,126,464
4. その他	3,157,672	70	30	3,157,772
計	5,797,130	218	120	5,797,468

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）をいう。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2)各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成26年1月末現在

区分 県別	一時恩給 進達件数			その他 進達件数		
	23年度	24年度	25年度 (H26.1末)	23年度	24年度	25年度 (H26.1末)
	1 北海道	11	7	3	9	5
2 青森	1	2	1	5		1
3 岩手	5					1
4 宮城		1			3	1
5 秋田	4		1	2		1
6 山形	2	3				1
7 福島	2	4	5			1
8 茨城	1	3		3	1	1
9 栃木		1		1		
10 群馬	1		2	2		
11 埼玉	2	2		1	1	2
12 千葉	2	1	3	3	1	
13 東京	20	11	12		4	1
14 神奈川	2		1	1	1	1
15 新潟	42	2	3	2	2	1
16 富山			2			
17 石川	1	1		2	1	
18 福井	1	1		2		
19 山梨	29	43	6	5		
20 長野	4	5	4	1	2	2
21 岐阜				2		
22 静岡	8	2	2	1	1	1
23 愛知	6	4	4	1		2
24 三重	3	2			1	2
25 滋賀	1	1				
26 京都		1	1	1	1	1
27 大阪	9	10	2	10	1	
28 兵庫	8	6	3	9	2	1
29 奈良	2		1		1	
30 和歌山	5	1	2	3	1	
31 鳥取	1		3			
32 島根	1					
33 岡山	2			3		
34 広島	2	2	1	3	1	
35 山口	2	4		2		1
36 徳島		2	1			
37 香川	4	2	2	1	2	2
38 愛媛	3	1	1	3	5	1
39 高知	3	2	1	2	1	3
40 福岡	1	3	4	2	6	
41 佐賀	1	1	1	1		
42 長崎	2	5		2	1	1
43 熊本		1		1	1	
44 大分	1				1	3
45 宮崎	1		1		2	1
46 鹿児島	4	5	4	2	2	1
47 沖縄	2	1				
合計	202	143	77	88	51	36
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。 2 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

第23 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

- 旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。
- これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

- 電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

- 移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存
- 利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

第24 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成26年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一 般 邦 人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧 ソ 連	旧ソ連(本土)	1		* 5	6
	樺太			* 36	36
中 国		10		* 205	215
北 朝 鮮				35	35
そ の 他 南 方 等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン				
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			5	5
合 計		12		287	299

（注）*印は中国残留邦人等支援室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成26年1月末現在）

（単位：人）

地 域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平成 17年の間に 最終生存資料の ある者	平成18年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
		旧 ソ 連	8	34	
中 国	166	46	3	215	
北 朝 鮮	1	31	3	35	
そ の 他 (南方等)	7	0	0	7	
合 計	182	111	6	299	

第25 旧ソ連抑留者登録カード等による抑留中死亡者特定数(平成25年度)

平成26年1月31日現在

都道府県	特定数
北海道	57
青森	17
岩手	12
宮城	16
秋田	18
山形	23
福島	23
茨城	37
栃木	14
群馬	20
埼玉	20
千葉	27
東京	56
神奈川	18
新潟	26
富山	14
石川	9
福井	5
山梨	4
長野	27
岐阜	18
静岡	18
愛知	18
三重	12
滋賀	8
京都	17
大阪	34
兵庫	23
奈良	7
和歌山	9
鳥取	6
島根	12
岡山	18
広島	29
山口	17
徳島	10
香川	16
愛媛	17
高知	13
福岡	25
佐賀	12
長崎	24
熊本	24
大分	19
宮崎	9
鹿児島	23
沖縄	6
合計	887

